

## 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢の引下げ等について

2022年4月1日  
在ロサンゼルス日本国総領事館

2022年（令和4年）4月1日より、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とした「民法の一部を改正する法律」が施行されました。それに伴い、旅券（パスポート）発給申請手続について、以下のとおり変更になりましたのでお知らせいたします。

### 【変更点】

- 1 有効期限10年の旅券の発給申請ができる年齢が、20歳以上から18歳以上になりました。
- 2 旅券等の発給申請の際、親権者の同意が不要となる年齢が、20歳以上から18歳以上になりました。

パスポートの申請手続等については、[こちら](#)をご覧ください。

民法の一部を改正する法律（成年年齢関係）の概要については、[こちら](#)をご覧ください。

\*\*\*\*\*

（お問い合わせ先）

在ロサンゼルス日本国総領事館

領事警備班

電話(当館代表):213(617)6700

e-mail:ryoji@ls.mofa.go.jp